


政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	23
支出年月日	平成 29年 6月 3日 9,094
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
 プリンター代	
〒西宮甲子園店 0798-37-1561 御来店誠に有り難う御座います ポイントカード会員募集中！	
領収書 No. [REDACTED] [現金売]	
2017/06/03 11:20 レジ担当 [REDACTED] 販売担当 [REDACTED] 会員No. [REDACTED]	
3199139018 BC1351+2505MP 351 キヤノン 1:持帰 外08 03 ¥3,791	
3195619019 CD975AA(HP920BKL) 920 HPインク 1:持帰 外08 03 ¥3,140	
3195620015 CD972AA(HP920C) 920 HPインク 1:持帰 外08 03 ¥1,490	
小計 ¥8,421 +消費税 税込計 ¥9,094 ポイント値引 0P 合計 ¥9,094 (内消費税 ¥673) 現金 ¥9,094 お預り ¥10,000 お釣り ¥906	
ポイント会員No [REDACTED] 前回累計ポイント数 [REDACTED] 値引ポイント数 [REDACTED] 今回ポイント数 [REDACTED] 累計ポイント数 [REDACTED]	
支出内 (按分の計算)	商品の返品につきましては必ずこのレシートとポイントカード(お持ちのお客様)をお持ち下さい。お持ちでないと返品が出来ません。
その他	印紙税申告納付につき高崎税務署承認済

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	24
支出年月日	平成 29年 6 月 5 日 23760
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）	
<p style="font-size: 1.2em;">12-11-2代 6月分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>29-6-5 振替 *23,760 リコーリース (カ) *58,158*</p> </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	25
支出年月日	平成 29年 6月 10日 20000
支出項目	調査研究費 (研修費) 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	

謝礼金、講師料

領収証 前田辰一様 No. _____

金額 ¥20000-

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但 2017年6月10日 謝礼金として
 2017年6月10日 上記正に領収いたしました

収入印紙



神戸市灘区水道筋6丁目7番
 らっこう医療生活協同組合

SVL-R1

支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

前田しんいちと暮らし・地域を語る会

平成29年6月10日(土)

打出集会所

開会あいさつ

- ・世話人代表

一部

前田しんいち市議会報告

- ・平成29年度の芦屋市政の特徴
- ・芦屋市の介護保険

講演 「終のすみかは？」

講師 塩江 剛さん (ろっこう医療生活協同組合理事・ケアマネジャー)

メモ

二部

交流会

要介護認定の区分 早わかり表

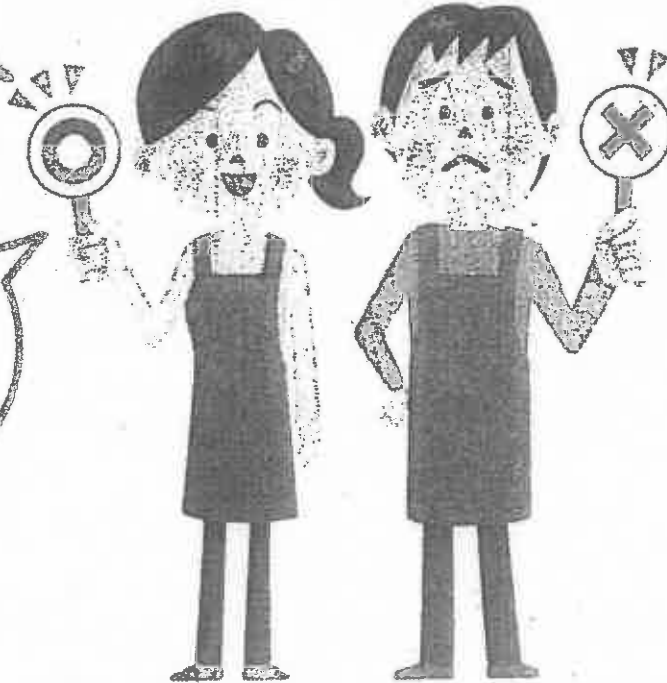
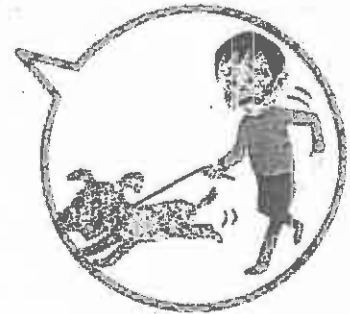
要介護認定の目安は次の表のようになり、区分が明確に分けられています。

要支援1	生活の中で、身の回りの世話の一部に手助けが必要な状態。 掃除など、立ち上がり時になんらかの支えを必要とする時がある。排泄や食事は、ほとんど自分でできる、など。	在宅の介護 予防サービスを利用 することができます。
要支援2	要支援1の状態から能力が低下し、日常生活動で何らかの支援又は部分的な介護が必要となる状態、など。	
要介護1	・みだしなみや掃除などの身の回りの世話に、手助けが必要。立ち上がり、歩行、移動の動作に支えが必要とするときがある。 ・排泄や食事はほとんど自分でできる。問題行動や理解の低下がみられることがある、など。 ・日常生活は、ほぼ1人でできる。	在宅と施設、それぞれの介護 サービスを利用することが できます。
要介護2	・みだしなみや掃除など身の回りの世話の全般に助けが必要。立ち上がりや歩行、移動になんらかの支えが必要。 ・排泄や食事に見守りや手助けが必要となるときがある。問題行動や理解の低下がみられることがある、など。 ・日常生活のなかの動作に、部分的に介護が必要。	
要介護3	・みだしなみや掃除など身の回りの世話、立ち上がりなどの動作がひとりではできない。歩行や移動など、ひとりできないことがある。 ・排泄が自分でできない。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある、など。 ・日常生活の動作の中で、ほぼ全面的に介護が必要。	
要介護4	・みだしなみや掃除など、立ち上がり、歩行などがほとんどできない。 ・排泄がほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある、など。 ・介護なしでは日常生活が困難。	
要介護5	・みだしなみや掃除など、立ち上がり、歩行や排せつ、食事がほとんどできない。 ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。ほぼ寝たきりの状態に近い、など。 ・介護なしでは日常生活が送れない。	
	「みんなの介護」より	

(ホームヘルプ)
訪問介護 利用のご案内

介護保険で

できること
できないこと

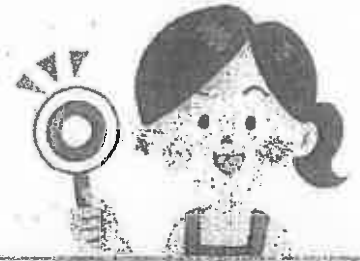


介護保険は40歳以上の方が納める介護保険料と税金によって運営されています。
このため、介護保険のサービスの対象になるものには一定のルールが設けられています。
ホームヘルパーは介護の専門職であって、「家事のすべて」を頼むことができるわけではありません。

神戸市役所 / 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
平成27年2月 神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課

神戸市

介護保険でできること



▶ 身体介護

食事や入浴、排せつなど、利用者の身体に直接触れる介助サービス

身体介護のサービスを受けられる方

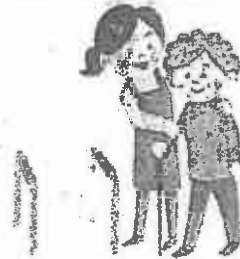
本人が食事や入浴などの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況に関わらず、利用できます。



食事の介助



入浴の介助、清拭



排せつの介助



着替えの介助



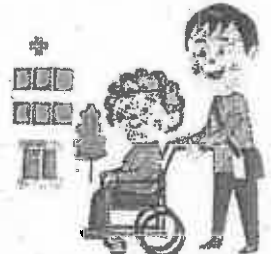
身体の整容・洗面



起床・就寝の介助



服薬の介助



通院・外出の介助



※上記のほか、自立を支援する目的で、入浴の見守りをすることや、本人とヘルパーと一緒に調理することも「身体介護」に含まれます。



日常生活に必要な買い物、役所や銀行での手続き、通所介護施設・介護保険施設の見学などのための外出にご利用いただけます。



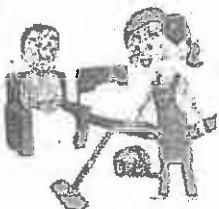
冠婚葬祭、お墓参り、外食、理美容、趣味嗜好（習い事、旅行、ギャンブル等）などのための外出には、ご利用いただけません。

▶ 生活援助

利用者本人が主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・本人のための調理など、日常生活の援助

生活援助のサービスを受けられる方

本人が一人暮らしで身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に、利用できます。



居室の掃除、ごみ出し



洗濯、衣類の整理・被服の補修



一般的な食事の準備・調理・後片づけ



日常生活に必要な買い物



薬の受け取り

介護保険制度の歴史

- ・介護保険制度は 2000 年 4 月にスタート
 - ・介護大国となった日本には欠かせない制度
 - ・3 年ごとに改定が行われることになっており、2000 年以降これまでに複数回改定が行われています
 - ・介護保険制度の改定は、財政の問題に大きく左右されるとともに、時代の流れ、ニーズによって行われてきた
- ※これまで様々な改定が行われてきましたが、2006 年、2012 年、2015 年の改定は重要なものであったと言えます

2006 年の介護保険制度改定について

- ・「介護予防・地域支え合い事業」が介護保険内に組み込まれた
- ・地域包括支援センターが創設された

2012 年の介護保険制度改定について

- ・「地域包括ケアシステム」の推進（住み慣れた町で介護を）

2015 年の介護保険制度改定について

- ①介護職の処遇改善と資格について
- ②一定以上所得者の介護保険サービス自己負担増（2 割負担）
- ③特別養護老人ホームの入居制限（要介護 3 以上）
- ④全ての市区町村で認知症対策の新事業の義務化
（認知症患者は予備軍を含めると 800 万人に達する）
- ⑤介護と医療の連携強化

2017 年 4 月 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）がスタート

※要支援 1・2 の方で訪問介護、通所介護サービスを利用の一部が対象

次回の改定は 2018 年度 です

改定によってメリットのある方もいれば、デメリットとなる方もいらっしゃる

介護保険制度の内容

- 2000年4月1日にスタート
 - *高齢者の自立支援を理念とする
 - *財源は公費（税金）と保険料
- 申請が必要（申請主義） → 皆さん介護保険証はお持ちですか？
 - *国民皆保険の医療保険制度に対して
- 第1号被保険者 65歳以上の方が利用
（40歳以上65歳未満 第2号被保険者）
- 9割が保険者負担（利用者負担が1割 ※一昨年から2割負担の方）
- 保険料は15段階に分けられて負担（神戸市？）
（5段階 基準額68748円 27500円～171870円）
- 介護保険の申請（相談窓口は？）
- 要介護認定 → 要支援1・2 要介護1～5
- 介護保険適応のサービス（在宅サービス・施設サービス）

「終の棲家とは」

人生の最期の時をどこで迎えたいか・・・。

平成26年、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）が26%を超えた。これは世界で最も高い高齢化率である。

増え続ける高齢者にとって必要なものは医療であろうか？
それとも、血の通った介護であろうか？多様な福祉であろうか？
それとも、家族愛であろうか？安息できる場所であろうか？

大切なことは、その人にとってそこが「住まい」であるかどうかなのだ。
「施設」であっても、その人が「住まい」だと思えばそこは「住まい」となる。

政府は「地域包括ケアシステム」というモデルを打ち出し、在宅医療の充実を図りながら、高齢者になるべく住み慣れた自宅で最期を迎えられるように政策を進めている。だが、これはあくまでエビデンス等に基づいた公共体の方針であり、高齢者にとって万能なものとは限らない。

何故なら、政策の向こうに高齢者はいない。高齢者の生きる先にそれぞれの答えがあるからだ。

もう一度言うが、大切なことはその人にとってそこが「住まい」であるかどうかである。

介護保険サービス等がいくら充実していても、それはその人の状態や家族の状況によって変わる。

大切なことは現状に見合う適切な選択と行動が出来るかである。

それには、その人の状態、周りの人々の状況、経済的な状況、地域環境等を加味する必要がある。

だからこそ、一人で悩まず、家人や友人、行政機関や介護保険事業等に勤務する専門家に相談してほしい。



高齢期の「住まい」

ご自身が高齢期を迎えたときに、「どこで」「どんな暮らし方」をしたいとお思いでしょうか？ それを考えるためには、まず、高齢期の「住まい」にはどのようなものがあるのかを知ることが必要です。

「住まい」選択のための確認のポイント

- 1人暮らしは不安
- 家事が負担になった
- 病気や介護が心配
- 子供に迷惑をかけたくない

- 集団生活は好きでない
- 近くの友人・知人などと暮れたくない
- 今の家に住み続けたい
- 環境を変えたくない

いつから？

何歳までに？
元気なうち or
体が弱ってから？

どこで？

ホーム or 自宅
どこに住むのか。

何を？

どんなサービスを
求めるのか。

誰が？

自分 or 家族が
決めるのか。

いつまで？

最後まで
居させるか。

いくら？

費用負担は
どこまで可能か。

有料老人ホーム

- ・有料老人ホーム
- ・ケアハウス（軽費老人ホーム）
- ・サービス付き高齢者向け住宅

グループホーム

- ・グループホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・老人保健施設
- ・介護施設
- ・ケアハウス（軽費老人ホーム）
- ・サービス付き高齢者向け住宅

介護になった時に備えて、自宅のバリアフリー化や地域生活介護サービスを受ける



ホーム等で暮らす



自宅で暮らす

高齢期の「住まい」を選ぶ場合には、いつから、どこで暮らすかを、考えておくことが大切です。元気なうちに住み替えるのか、それとも介護が必要になってから住み替えるのかで、選択する高齢期の「住まい」も変わってくるからです。

それでは、ここでそれぞれの特徴を確認しましょう。

	施設・住まい	対象者	特徴
民間施設・住まい	有料老人ホーム	元気な方 要支援の方 要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護、食事、生活支援等のいずれかのサービスを受けることができる。 ・ 4つの類型〔介護付（一般）・介護付（外部）・住宅型・健康型〕があり、要介護時のサービスが異なる。 ・ 契約内容は、ホームごとに異なる。
	サービス付き高齢者向け住宅	元気な方 要支援の方 要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認と生活相談サービスが必須のサービスで、バリアフリー構造や一定の面積、設備等が定められている。 ・ 必須のサービス以外は、それぞれの住まいにより利用できるサービスの内容が異なる。 ・ 契約形態や価格（料金）も住まいごとに異なる。
	認知症高齢者グループホーム	要介護（認知症）の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の高齢者が、5～9人以内を1グループとし、共同生活を送る。 ・ 入浴や食事等の日常生活上の介護サービスを受けることができる。

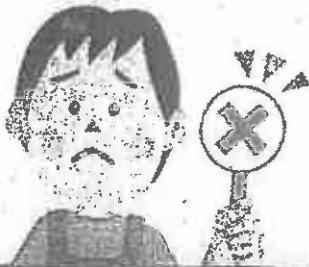
福祉施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3以上の方 ※要介護1・2でも一定の要件を満たせば特例的に入所可能	<ul style="list-style-type: none"> 常に介護が必要な寝たきりや認知症等の高齢者が入所。 入浴・食事・排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることができる。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> 症状が慢性期にある高齢者が、リハビリテーションを中心に、看護、医学的管理の下で介護、機能訓練、必要な医療及び日常生活上の世話を受ける。 3カ月ごとにケアプランを作成し、自宅での生活の復帰をめざす。
	介護療養型医療施設 (療養病床)	要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> 長期にわたる療養を必要とする高齢者が、一定基準を満たした病院・病棟で、介護その他の世話及び機能訓練、その他の必要な医療を受けることができる。
	ケアハウス (軽費老人ホーム)	元気な方 要支援の方 要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を行なうことは出来るが、身体機能が低下しつつあるため、自立した生活が不安な高齢者が利用する。 介護が必要となった場合、ホームが提供する介護サービスを利用しながら生活することができるもの(特定施設入居者生活介護)と、外部のサービス(訪問介護等)を利用しながら生活することができるものがある。

高齢期の「住まい」のうち、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅について、確認しましょう。

「サービス付き高齢者向け住宅」は、「高齢者を入居させ、食事、介護、家事、健康管理のいずれか」(老人福祉法29条)を提供していれば、それは同時に「有料老人ホーム」と位置付けられます。実際に、「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、95%前後の割合で「食事の提供」を行っています。

項目	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	
所管	厚生労働省	国土交通省・厚生労働省(共管)	
根拠法	老人福祉法【都道府県等に届出】	高齢者の居住の安定確保に関する法律【都道府県に登録】	
権利形態	利用権方式(居住とサービスの契約が一体となっている)が主流 入居者の死亡により契約終了となる場合が多い	賃貸借契約(入居者の死亡による契約終了は認められないため、相続人からの解約が必要)が主流/利用権も登録可	
基準	入居要件	概ね60歳以上 自立から要介護まで	60歳以上の者/要支援・要介護認定を受けている60歳未満の者
	ハード面	<ul style="list-style-type: none"> 居室は個室(介護居室は13m²以上) 日照、採光、換気等の保健衛生に十分配慮し、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できる設計 	<ul style="list-style-type: none"> 原則25m²以上 各戸にトイレ・洗面を設置、また原則、台所・浴室・収納を設置 バリアフリー(手摺の設置、段差の解消、廊下幅の確保)
	サービス面	介護、食事、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供	少なくとも安否確認、生活相談サービスを提供
	人員配置	入居者の数及び提供するサービスの内容に応じて適宜配置(介護職員、看護職員、機能訓練指導員、栄養士、生活相談員、管理者、事務員、調理員等)	社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員または医師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)以上の資格を有する者が少なくとも日中常駐(常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応)
	介護サービス※(介護保険)	<ul style="list-style-type: none"> 介護付は特定施設としての居宅サービス 住宅型は外部事業所による居宅サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設は特定施設としての居宅サービス 特定施設ではない住宅は外部事業所による居宅サービス
	介護サービス提供方法	<ul style="list-style-type: none"> 介護付はホームの職員・スタッフ 住宅型は外部事業所の職員・スタッフ 	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設はホームの職員・スタッフ 特定施設ではない住宅は外部事業所の職員・スタッフ
	利用料金	敷金、家賃及び介護等サービス提供費用は徴収可(家賃・サービス費の前払金、管理費・食費・介護費用等の月額利用料) ※権利金その他の金品を受領してはならない	敷金、家賃、サービス提供費用は徴収可(家賃・サービス費の前払金、共益費・食費等の月額利用料) ※権利金その他の金品を受領してはならない

※老人福祉法上、有料老人ホームに該当する「サービス付き高齢者向け住宅」においては、有料老人ホームと同様、介護保険制度上の基準を満たして指定を受けた施設は、「特定施設入居者生活介護(以下「特定施設」と言います。)」として位置付けられた介護サービスを提供します。介護保険については、介護保険制度とはをご覧ください。



介護保険で **できないこと**

1. 利用者本人以外のための行為
2. ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
3. 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

は対象になりません。



利用者本人以外の者のための洗濯・調理・買い物



主として利用者本人が使用する居室等以外の掃除



自家用車の洗車・清掃



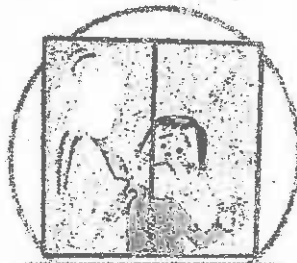
草むしり、花木の水やり



ペットの世話



家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え



大掃除※、窓のガラス磨き、床磨き



特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など）



日常生活に必要な物以外（酒類等）の買い物



単なる見守り、安否確認、留守番、話し相手

※換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ等の掃除も、日常の家事の範囲を超える行為です。

利用者本人がいない時のサービス



利用者本人がいない時に、サービスを利用することはできません。例えば、本人が外出しているときに、ホームヘルパーが居室で掃除や洗濯を行うのは、介護保険の対象となりません。

医療行為について



ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。本人や家族ができる行為でも、ホームヘルパーは基本的にはできません。ただし、平成24年4月より、一定の要件を満たしているホームヘルパーによるたんの吸引、経管栄養の処置が認められるようになりました。医師の指示に基づく行為ですので、必ず担当のケアマネジャーと相談してください。

院内介助について

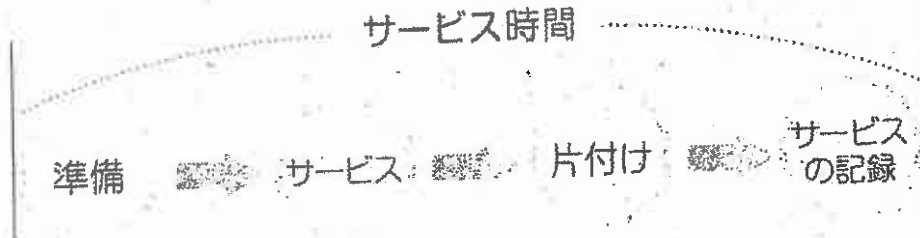


病院内は医療保険の対象となるため、原則として介護保険は使えません。



準備や片付け、記録について

介助にあたっての準備や片付け、サービス提供後の記録も訪問介護サービスの一環です。サービス時間内に行います。



金銭・貴重品の取り扱いについて

金銭や貴重品の取り扱いをホームヘルパーに頼むことはできません。ただし、生活費の引出しのためにホームヘルパーに同行してもらうことはできます。

●認知症等により
金銭管理に不安のある方のご相談

こうべ安心サポートセンター
(神戸市社会福祉協議会)
☎078-271-3740

受付: 月~金 9:00~12:00, 13:00~17:00

生活必需品の買い物に使用するために必要な金銭を一時的にホームヘルパーに渡す場合には、金銭管理台帳やノートに記入してもらい、レシートや領収書を必ずもらうようにしましょう。



介護に関するお悩みは、
まずケアマネジャーに
相談しましょう。

介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）サービスは、ケアマネジャーの作成した居室サービス計画（ケアプラン）及びそれに沿って作成された訪問介護計画に基づき提供されます。介護に関する相談がある場合は、まずはケアマネジャーに相談して、自分の状況や希望を伝えるようにしましょう。



できることは
自分で行いましょう。

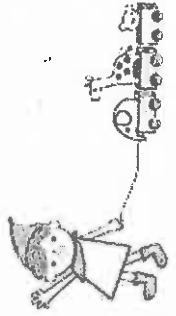
介護保険の目指すサービスは、利用者が「自立した日常生活」を送ることができるよう必要な支援を行うことです。自分でやろうとすればできるのに、面倒だからといってホームヘルパーに任せざりになってしまうと、心や身体の機能はどんどん低下していき、できることもできなくなってしまう。 「できることは自分でする」ことを心がけ、活発に生活するようにしましょう。

これでもいいの芦屋の就学前

「市立幼稚園・保育所のあり方」について公表

芦屋市は、市の就学前教育・保育施設について、下記の検討結果を公表しました。

- 1、朝日ヶ丘幼稚園を岩園幼稚園に統合し、市立岩園幼稚園として運営する。
- 2、精道幼稚園を精道保育所と統合し、精道幼稚園又は精道保育所跡地に市立幼稚園併設型認定こども園を新設する。
- 3、打出保育所及び大東保育所を民間移管する。
- 4、分庁舎に民間の小規模保育事業所を、ハートフル福祉公社跡地に民間の認可保育所を誘致する
- 5、宮川幼稚園、伊勢幼稚園及び新浜保育所を統合し、西蔵町市営住宅跡地に市立西蔵幼稚園併設型認定こども園を新設する。
- 6、各施設の跡地利用は今後検討する。



幼稚園の適正規模と適正配置について、学校教育審議会答申で各園域(中学校校区)において当面は1園~2園が望ましいとしました。一方、保育所配置については市内で検討を重ねてまいりました。この両者の検討と調整を総合教育会議で行い上記の「あり方」をまとめたこととされています。

私は、この「あり方」については問題点が多すぎると考えます。

- 1、公立の幼稚園・保育所のあり方を大きく変更する内容について、保護者などの意見が反映されていない。
- 2、市内保育所総定員中で公立は既に4割。2園の民営化で27%となり、2園が幼稚園との統合で認定こども園に移行すると11%、公立の役割が後退する。
- 3、市立西蔵幼稚園併設型認定こども園は、定員最大300名とされている。大規模化して就学前教育としてきめ細やかな態勢がとれるか課題がある。など、様々な検討されるべき問題があります。結論の押しつけは反対です。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
保育所	民間移管(公営)	引越ぎ保育(公営)	打出民間移管(公営)	引越ぎ保育(公営)	引越ぎ保育(公営)	大東民間移管
	精道併合	通常保育	通常保育	通常保育	通常保育	通常保育
	(新園幼)	改修	改修	改修	改修	改修
	園跡市在跡	改修	改修	改修	改修	改修
新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設
新設併合	新設併合	新設併合	新設併合	新設併合	新設併合	新設併合
年度	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2022年度末
保育士定年連同者数	5	10	2	2	2	2
*精道併合認定こども園の場合						
期日	少子化	4歳児保育停止	5歳児のみ	岩園併合		
園	宮川幼	1・5歳児保育				
使	伊勢幼	4・5歳児保育				

新社会党 芦屋市議会議員

前田 しんいち 活動レポート No.109
2017・春
市議会控室 電話 0797-38-2057
自宅 芦屋市大東町11-20-111
電話&Fax 0797-32-7766 メール fvrnx2052@mb.infoweb.ne.jp
新社会党芦屋総文部 芦屋市親玉塚町1-4-103 電話&Fax 0797-32-4096

6月定例市議会予定

6月	会議内容
2日	議案説明会・全協
8日	議会運営委員会
9日	本会議
12日	建設公営企業常任委員会
13日	民生文教常任委員会
14日	水務常任委員会
16日	議会運営委員会
19日	本会議
20日	本会議
21日	本会議
22日	委員会予備日
29日	議会運営委員会
30日	本会議

暮らしや地域の課題解決に全力で取り組みます。皆様のお声を必ずお寄せ下さい。



傍聴にぜひお越し下さい。本会議はインターネット中継・録画でご覧いただけます。

(さくら参道 無電柱化工事で見納め)

▽新年度、期待と不安感の入り混じる始まり。暮らしに目を転じれば、年金保険料と75歳以上医療保険料引き上げ、方や公的年金交付額の引き下げと連動して児童扶養手当特別児童扶養手当引き下げとなる。百年安心の年金制度の崩壊が本格化。食用油やのりの値上げ。タワーマンション探視は、中央階から上が増税、下が減税と、何これと。この様な発想なら内部留保資金を潤沢に溜め込む大企業には増税、暮らし改善の進まぬ庶民には減税と願いたいもの▽この間、マスコミ報道は春先学園問題で持ち切り。龍池氏の立ち回りで事の真相はどこに行くのかと。国有地という国民財産が「神風が吹いた」と8億円の値引き、情報公開に契約書しかなく成約に至る文書類は内規で処分済み、どく公文書管理で国民への透明性と説明責任を果たすことが国民主権、民主主義の具現化は上辺だけ。信ずるに足らぬ政府や官僚に引き回されるのは金輪際ごめん。▽龍池氏が戻りだした「教育勅諭」。勅諭に12の徳目、徳徳の再興これあり、教科使用すること問題なしと閣議決定。勅諭にも良きことあり、憲法・教育基本法に反しなければとも。憲法の真髄に国民主権あり。今、衆参両院の排除・失効決議を起すべく、晩前回帰。「共謀罪法」案、いつか来た道を繰り返さぬ取組を、地域からつくり上げたい。

新年度 どうなる

大学入学支援金制度の創設

過去に大学生対象の奨学金が行政改革実施計画で廃止をされました。新社会党会派時代から例年の予算要望で復活を求めていました。この度、奨学金復活はなりませんでしたが大学等入学支援基金が設置されました。

基金額は1億円(市民の御遺志の寄付5千万円と市財源5千万円)この基金を活用し、一人20万円を限度に年間800万円の予算で、平成30年度以降の入学から適用されます。支給資格要件が、生活保護世帯や市民税所得割非課税世帯となっており、対象世帯の拡大が課題です。

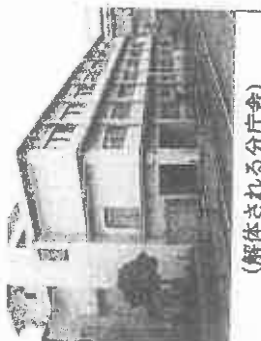
福祉医療・精神障がい者2級に拡大

福祉医療助成の支給資格は、身体障がい1級～3級、知的障がい重度又は中度、精神障がい1級が対象でした。

市の条例改正で平成29年7月から精神障がい2級までに拡充されます。対市要望などで求めた事項で一步前進です。

分庁舎建替え事業

分庁舎は耐震等に課題があり、解体後の跡地は将来の可能となったことにより松浜町の福祉公社事務所や公光庁舎内の男女共同参画センターの移転、待機児童対策として小規模保育事業(0歳児～2歳児)を展開する計画案で新設することになりました。建て替え事業は、来年度までを予定しています。



(解体される分庁舎)

福祉公社跡地(松浜町)は、新分庁舎移転・解体後に100名規模の私立認可保育所を誘致する予定です。市民の皆さんからは「庁舎ばかり立派になって」との声も届いています。

庁舎等の整備は、市民の暮らしを支えていく拠点でもあり一定の理解は示しましたが、常に勤務する職員などが市民に寄り添う姿勢や業務執行が求められていると、指摘しています。

高浜町市営住宅等集約事業進む

芦屋大学高浜町グラウンド跡地に、老朽化した市内各所の市営住宅と消防署高浜分署を集約、余剰地を複合福祉施設用地として活用する事業が進んでいます。

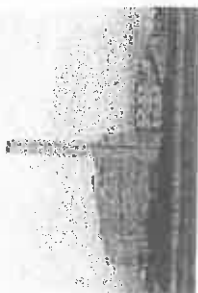
当初工事予定は来春8月末には完成でしたが、当該地の土壌調査でフッ素含有していたことや市営住宅等設計の景觀審査に時間を要したことから工事着手が約半年間遅れ、市営住宅は平成30年9月に完成予定です。

住戸タイプ	戸数
1DK	139
2DK	126
3DK	53
車いす2DK	2

(工事が進む高浜町)

環境処理センター施設の広域化検討へ

昨年11月、市は老朽化する環境処理センターの将来計画について「再延命化対策と建替え」(単独処理)と近隣市との広域処理(広域処理)の2案を示し、広域処理検討の為に西官市との検討・協議の組織設置とスケジュールを示しました。(芦屋市の施設概要・下表)



ごみ種	施設	供用開始	経過年数	対応	備考
可燃物	焼却施設(115t/日×2炉)	平成8年3月	約20年	○	H32まで延命化対策済
不燃物	不燃物処理施設 ペレットボトル減容施設	昭和52年7月	約39年	○	旧焼却施設再利用
可燃・不燃物	リサイクル棟	平成12年7月	約16年	○	旧取集車庫再利用
可燃物	センター施設 パイプライン施設 芦屋浜ローカル施設 南芦屋浜ローカル施設	昭和52年7月 平成10年8月 昭和54年4月 平成10年8月	約39年 約18年 約37年 約18年	△ ^W × × ×	旧管理棟再利用

※リサイクル棟については、必要に応じて整備します。

この2案の考え方は、昨年12月～本年1月の期間で「一般廃棄物処理基本計画」のバリエーションに付されてきました。広域化は国が進めている施策でもありますが、財政効率だけでなく市民の環境衛生や災害時対応などの検証すべき課題があります。

この4月から西官市との検討・協議に入りますが、この協議には副市長が参加するとされています。副市長とは事務方のトップであり、意見調整などを積み上げる場に副市長が参加することの問題点を質しました。

(今後のスケジュール案)

平成29年4月～
平成29年5月～10月
平成29年11月頃
両市で協議を行う組織を設置し、検討・協議を開始
市議会所管事務調査等(協議の進捗状況等の報告)
市議会所管事務調査等(広域処理についての一定の方針)

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	26
支出年月日	平成 29 年 6 月 12 日 4860-
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
書籍「地方自治体の組織及び運営に関する法律 加付 逐条解説」	
支出内容 (按分の計算方法)	クレジットPay(表紙)
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

maeda

発出人: books-thanks@mkrm.rakuten.co.jp は 楽天ブックス
<order@books.rakuten.co.jp> の代理
送信日時: 2017年6月12日月曜日 23:10
宛先: [REDACTED]
件名: 【楽天ブックス】ご注文内容のご確認

前田 辰一 様

楽天ブックスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

ご注文内容を以下にご案内いたします。

■ご注文内容

・注文番号 [REDACTED]
・注文日時 2017/06/12 23:09

※以下 URL のページにて、ご注文内容を確認いただけます。

■My ページ (ご注文状況の確認)

■商品の詳細

・商品名 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4次新訂 逐条解説 [木田宏]
- 商品 URL <http://books.rakuten.co.jp/book/13146708/>
- 商品画像 URL <http://image.rakuten.co.jp/book/cabinet/3528/9784474033528.jpg>
- 発送の目安 在庫あり(午前中に注文完了分は当日発送)
- 価格(税込) 4,860 円
- 数量 1 個

・発送方法 宅配便・ポスト投函配送 (できる限り商品をまとめて発送)
・配送サービス手数料(税込) 0 円
・ポイント利用 0 円
・クーポン利用 0 円

・お支払い金額合計 4,860 円 (ご利用ポイントを差し引いた額)
・お支払方法 クレジットカード

ご注文のみでは、契約の完了ではございません。

発送が確定した時点で契約完了となります。あらかじめご了承ください。

●お届けまでの流れ

maeda

差出人: books-shipment@mkrm.rakuten.co.jp は 楽天ブックス
<order@books.rakuten.co.jp> の代理
送信日時: 2017年6月13日火曜日 18:46
宛先: 
件名: 【楽天ブックス】発送のご案内

前田 辰一 様

楽天ブックスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

ご注文の商品を 発送 いたしました。

■ご注文内容

・注文番号 
・注文日時 2017/06/12 23:09

■お送りする商品

ご注文商品を運送会社へ引き渡しをいたしました。通常、1~3日で商品のお届けとなります。

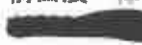
※交通事情や運送会社の配達状況等により、遅れる場合もございます。

あらかじめご了承ください。

※あす楽 当日便/あす楽 翌日便の場合、本日中のお届けとなります。

■商品の詳細

・商品名 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4次新訂
- 数量 1個

・お届け先お名前 前田辰一様
・お届け伝票番号 
・発送方法 宅配便

※以下 URL のページにて、ご注文内容を確認いただけます。

■My ページ (ご注文状況の確認)

■商品の配送について

宅急便の場合は、ヤマト運輸の提供する「お届け予定 e メールサービス」にご登録いただければ、「送付先住所」の変更や「時間指定」が可能です。

前田 辰一 様

郵便区内特別

ご入会日 2010年 2月14日	
ご利用カード PapasCard	
ご指定	金融機関名 Bank Name
<input type="checkbox"/> 店	支店名 Branch
Bank	科目・口座 Bank/Account
Account	口座名義 Account Holder
会員番号 Card Account No	
今回お支払いの合計	Payment Due 4,860円
お支払い日	Payment Date 2017年 8月 7日

ご利用明細書 STATEMENT

いつも当社カードをご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用明細をご案内申し上げますのでご確認ください。

豊富な景品と交換できる「すこやかポイント」

すこやかポイントの明細	前月繰越P	景品交換P	当月獲得P	当月ボーナスP	交換可能P	2016年期末残高P
						2

*11日以降に本カードをご利用又はポイントを使用されている場合、交換可能ポイントと現在のポイントは異なります。
貯まったすこやかポイントは500ポイントから景品と交換できます。
ポイントの交換方法等詳しくは裏面をご確認ください。
*ショッピングのご利用で「すこやかポイント」に加え、国内加盟店でのご利用は「青山ポイント」も同時に貯まります。青山ポイントの明細は下記TOPICSをご覧ください。

ご入金はお振替をもって前日（金融機関営業日）までにお願いたします。

お問い合わせ先
株式会社青山キャピタル
広島県福山市船町8-14
青山船町ビル
中国財務局長(6)第00119号
(業務受託会社)
ユーシーカード株式会社
064-931-3177
(9:30~18:00 1/1~1/3を除く)

盗難・紛失で青山キャピタルが営業時間外の場合は下記までご連絡ください。
カードの盗難・紛失専用ダイヤル 東京03-6688-7669
大阪06-7709-8500

個人情報保護のため、会員番号と口座番号を一部非表示しております。各種お問い合わせ、ご応募の際には、会員番号(16桁)が必要となりますので、予めお手持のカードで会員番号をご確認ください。

「ご利用可能枠」のご案内

ご利用可能枠の表記がある場合でも、カードのお支払い状況・当社へのお届け状況などにより、ご利用いただけない場合もございますのでご了承ください。

	ご利用可能枠	利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
ショッピング			
内枠	分割払い	12.00%~14.75%	3・5・6・10・12・15・18・20・24回払い ボーナス併用払い可(1月・8月)
	リボ	15.000%	定額 1万円
キャッシング			
内枠	1回払い	18.000%	毎月10日締 翌月5日一括払い
	リボ	***万円	**.*%*

前田 辰一 様への今月のTOPICS!!

洋服の青山で使える「青山ポイント」

0000800

お客様の青山ポイントは 3895ポイントとなっています。1ポイント=1円(税込)として、1ポイント単位で「洋服の青山」でのお買物に使えます。詳しくは洋服の青山店頭でご確認ください。

インターネットサービス「アットユーネット」

0000802

ネットでのカードショッピングの際に安心な「本人認証サービス」(3Dセキュア)のご登録はアットユーネットから! 公共料金のカード払い変更手続き、「リボ宣言」へのお申込みなど便利な機能も満載! 詳しくは当社HPから。

ショッピングご利用可能枠の一時引き上げ

0000804

ご旅行や高額商品のご購入等による、ショッピングご利用可能枠の一時引き上げをご希望の場合、0120-222-003(受付時間9:30~18:00)までお気軽にお問合せ、お申出ください。

会員の皆様へ

お車でのお出かけに便利でおトクなETCカード! 年会費無料で青山ポイントも貯まります!
【お申込み】UC音声応答センター0120-668-620(24時間・年中無休)自動音声に従いお手続きください。

ご請求内訳

ご利用区分	前月繰越残高	事前お支払い額	今回ご利用金額	7/10現在の残高	今回ご請求金額	手数料・利息	その他	今回お支払い後残高
総額	0	0	4860	4860	4860	0	0	0
ショッピング								
リボ払い	0	0	0	0	0	0	0	0
1回払い			4860	4860	4860			
2回払い			0		0			
ボーナス払い			0		0			
分割払い			0		0			
小計	0	0	4860	4860	4860	0	0	0
キャッシング								
リボ払い	0	0	0	0	0	0	0	0
1回払い			0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
その他請求					0			

*上記「ご請求内訳」は、2017年 7月10日時点で当社に到着、処理をしたご利用分から作成されております。7月11日以降のご利用分、当社未業のご利用分は反映されていません。

ご利用明細

ご利用金額、今回のお支払い金額の前の「-」は返品・取消などによる減額分です。

ご利用日 Transaction Date	ご利用区分	ご利用店 Merchant Name	今回 金額	ご利用金額 Transaction Amount	今回の お支払い金額 Payment Due	備考 Local Amount Finance Charge	Note Local Currency Conversion Rate (円)
		*****ショッピング利用*****					
1 6/14	0	ラクテンブックス		4860 (小計)	4860 4860		

0.....ご本人 1~9...ご家族およびリボカード

今回お支払い合計 4,860 お支払い日 2017年 8月 7日

年間お支払い予定表 <2回払い・ボーナス払い・分割払い>

お支払い月	お支払い予定額	お支払い後残高	お支払い月	お支払い予定額	お支払い後残高
17 8			18 2		
17 9			18 3		
17 10			18 4		
17 11			18 5		

納品書

楽天ブックス

注文日: 2017/06/12

注文番号

納品番号

様

前田 展一様

返品交換連絡票

交換・返品をご希望の際は、楽天ブックスヘルプページ「交換・「返品」のページをご確認ください。「お問い合わせをする」からお問い合わせください。楽天ブックスからお手紙をいただいております。

商品コード	商品名	数量	種類	単価 (税込)	金額 (税込)	個数	交換	返品	理由
34474033528	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4次新訂 木田宏	1	本	¥4,860	¥4,860				

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4次新訂

天ブックスのご利用ありがとうございました！
たのご来店を、スタッフ一同心よりお待ちしております。

贈り物についてのご意見を送る＞
贈り物についてのご意見「では、お届けした商品の状態や梱包に関するお声かけからのご意見やご感想を受け付けております。いただいたご意見は、今後の商品および梱包についてのサービス向上の参考にさせていただきます。

小計 (税込) ¥4,860
送料 ¥0

合計 (税込) ¥4,860
ポイント利用額 0 ポイント
クーポン利用額 ¥0

お支払い合計金額 (税込) ¥4,860
お支払い方法 クレジットカード

上記金額を領収しました。

※ご注文内容について 商品の詳細は、発送時に配達するメールにて記載しております。
＜商品が不足しているときは＞
以下のケースが考えられますので、発送メールをお取り頂し、
(1) 在庫切れによる、注文商品のお取り直し。
(2) 分荷発送をご選択。
(3) お客様が複数個口にご預り。

＜交換・返品のご注意＞
・事前のご連絡無く、商品を送送いただいた場合、交換・返金のお手続きをお断りする場合がございます。
・商品到着後30日が経過した場合、商品の交換・返品を承ることができません。
・お客様都合による商品の返品は未使用・未開封の場合に限ります。また、異なる商品への交換は承ることができません。

お客様のご意見

送付料お客様ご負担 (元払いでご返送ください)
1 商品を間違えて注文した 2 他で楽天より安い商品を見つけた 3 商品の性能や品質が悪かった よくなる 4 必要がなくなった
送付料お客様ご負担 (元払いでご返送ください)
5 注文した商品がない 6 サイト上の説明と違う

送付料お客様ご負担 (元払いでご返送ください)
7 商品に汚れがある 8 商品に不具合、故障がある 9 部品や付属品が不足している 10 注文と異なる商品が届いた
11 配送中に汚損があった
12 商品以上の数より届いた商品数 が不足していた
13 その他 (コメント欄にご記入ください)

＜コメント欄＞

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	29
支出年月日	平成 29年 6 月 15 日 29770
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">29770-129</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <p>D2ケーヨーデイツー</p> <p>* 南芦屋兵店 * TEL 0797-25-2570</p> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">領 収 書</p> <p style="font-size: 0.8em;">毎度ありがとうございます。 商品の返品・交換は、1週間以内にお願致します。レシートを必ずご一緒に持ち下さい。</p> <p>2017年 6月15日 (木) 16:25 コカ351+350 SP ¥2,770 小計 1席 ¥2,770 (内税対象額 ¥2,770) (消費税等 ¥205)</p> <hr/> <p>現計 ¥2,770 お預り ¥3,000 お釣り ¥230</p> <p style="font-size: 0.8em;">保管上のお願い 印字面を内側に折って保管下さい ★印はケイヨーデイツー税制対象商品 社 〇〇〇〇〇〇〇〇</p> </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	28								
支出年月日	平成 29年 6月 15日 200								
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費								
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）									
<p>43住居の会と兵團・阿高の選定 経費代</p> <p>経費代 領収書</p> <p>43住居の会 経費代</p> <p>領収書</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>発行番号</td> <td>0000000000</td> </tr> <tr> <td>発行時間</td> <td>2017/06/15 12:00</td> </tr> <tr> <td>請求金額</td> <td>17000000</td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td>17000000</td> </tr> </table>		発行番号	0000000000	発行時間	2017/06/15 12:00	請求金額	17000000	支払金額	17000000
発行番号	0000000000								
発行時間	2017/06/15 12:00								
請求金額	17000000								
支払金額	17000000								
支出内容 (按分の計算方法)									
その他									

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	29
支出年月日	平成 29年 6月 15日 1026
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<p>ハダキ伊流(取用)</p> <p>領 収 書</p> <p>(株)堀尾昭堂 本店</p> <p>TEL 0797-31-2727</p> <p>FAX 0797-32-2940</p> <p>2017年05月15日(月)No0</p> <p>事務用品 10枚 ¥950外</p> <p>小 計 ¥950</p> <p>外税売 ¥950</p> <p>外 税 ¥76</p> <p>合 計 ¥1,026</p> <p>(うち消費税 ¥76)</p> <p>お預り ¥10,056</p> <p>お釣り ¥9,030</p> <p>5頁</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようにご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	30
支出年月日	平成 29 年 6 月 20 日 3853
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）	
<p>リペアメント-コンスタート 6月</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>29-6-20 振替 *3,853 (R) カゴ-サ+H*2000 *54,305=</p> </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

ご請求書
(兼 振替予定金額のお知らせ)

RICOH

659-0064
芦屋市精道町7-6 南 3F

ページ:0001/0002

新社会党
芦屋総支部 前田辰一様

発行日2017年05月31日 請求No. [REDACTED]
リコージャパン株式会社 [REDACTED]
お問合わせ 兵庫支社 西宮営業所
西宮市久保町7-28

TEL:0798-34-3025 [REDACTED]
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

お客様コード [REDACTED]

下記の通りご請求申し上げます。

2017年05月31日締分 振替口座は右記の通りです。

今回ご請求金額(税込) **3,853 円**

2017年06月20日に上記金額を振替させていただきます。

【お取引明細】

振替銀行	支店	種類	口座番号
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	*****

月日	商品名	伝票No. ご発注No.・備考	数量	単価	お買上金額 [税抜]	消費税金額
05.26	MPC2503 ハフォーマンスチャージ	[REDACTED] 05/20 シメ			2,868	22
05.26	SPEEDOC V2 FOR RICOH	[REDACTED] 05/20 シメ			700	5
	お買上金額 合計	(税込)	3,853)		3,568	28

【お知らせ】

ご請求書に関するお問い合わせは、業務グループ(電話)06-6339-8974までお願い致します。

■サービス料金計算明細

<伝票No [REDACTED]>

・トナー込み契約です。

設置先名: 芦屋総支部市役所
MPC2503SP
機番: 712221

今回検針内容	前回検針内容	ご使用カウント
5月20日	4月20日	
モノカラー総出力 30,294 枚	29,447 枚	847 枚
フルカラー総出力 ① 3,578 枚	3,575 枚	3 枚
フルカラーコピー (①-②) 1,296 枚	1,296 枚	0 枚
フルカラープリント ② 2,282 枚	2,279 枚	3 枚

パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
モノカラー総出力		847枚	
控除 2%の控除カウント		17枚	
請求カウント		830枚	
1 - 500 /月	3.5円	500枚	1,750円
501 - 1000 /月	3.3円	330枚	1,089円
フルカラープリント		3枚	
控除 3%の控除カウント		1枚	
請求カウント		2枚	
1 - 1000 /月	14.6円	2枚	29円
消費税等	2,868円	8%	229円
合計(税込み)			3,097円

<伝票No [REDACTED]>

設置先名: 芦屋総支部市役所
MPC2503SP
機番 [REDACTED]
SPEEDOC V2 FOR RICOH保
Speedoc V2 for RICOH

政務活動費領収書等貼付用紙


整理番号	31		
支出年月日	平成 29 年 6 月 25 日 D23		
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)			
<p style="font-size: 2em; margin: 0;">赤旗 日曜版 6/25</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>前田 辰一 様</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;"> 新聞・雑誌名 「しんぶん赤旗」日曜版 </td> <td style="width: 40%; border-bottom: 1px solid black; text-align: right;"> 部数 金額 1 823 </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書 </div> <p style="margin: 5px 0;">823 円</p> <p>2017 年 6 月分</p> <p style="font-size: 0.8em;">上記の金額をしりばいいただきました。 ありがとうございました。</p> <p style="font-size: 0.8em;">日本共産党西宮・芦屋 地区委員会 〒663-8234 西宮市津門住江町5-11 TEL 0798-23-2281</p> <p style="font-size: 1.5em; margin-top: 10px;">6/25</p> </div>		新聞・雑誌名 「しんぶん赤旗」日曜版	部数 金額 1 823
新聞・雑誌名 「しんぶん赤旗」日曜版	部数 金額 1 823		
支出内容 (按分の計算方法)			
その他			

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	32
支出年月日	平成 29年 6月 26日 1000
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
市民用紙、駐車券	
 <p> 駐車券↑ タイムズ24株式会社 JR芦屋駅前第5駐車場 0120-70-8924 <small>2017/06/26</small> <small>17-06-26 09:55</small> <small>精算06-26 12:00</small> <small>駐車時間 2時間 5分</small> <small>駐車料金 1,000円</small> <small>割引 0円</small> <small>合計 4,000円</small> <small>前払金 0円</small> <small>現金 1,000円</small> <small>釣銭 0円</small> <small>NO. [REDACTED]</small> </p>	
支出内容 (按分の計算方法)	
その他	


※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは縦付けせず、クリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	39
支出年月日	平成 29年 6月 29日 3,997
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 2em; font-weight: bold;"> 赤旗町 6月 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div>	
支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙 (A4白紙) に貼付してください。
 ※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。
 ※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	38																														
支出年月日	平成 27年 6月 30日 3218																														
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																														
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。)																															
<p style="text-align: center;">71124-129代</p> <div style="text-align: right;">  <p>ヤマダ電機 株式会社 本部 群馬県高崎市栄町1-1 http://www.yamada-donkiweb.com</p> <p>〒西宮甲子園店 0798-37-1561 御来店誠に有り難う御座います ポイントカード会員募集中!</p> <p>領収書</p> <p>No. [Redacted] [現金売] 2017/06/30 17:08 レジ担当: [Redacted] 販売担当: [Redacted] 会員No: [Redacted]</p> <table border="0"> <tr> <td>3195621012 CD973AA(HP920M)</td> <td>920</td> </tr> <tr> <td>HPインク 1:持帰 外08</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥1,490</td> </tr> <tr> <td>3195622019 CD974AA(HP920Y)</td> <td>920</td> </tr> <tr> <td>HPインク 1:持帰 外08</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥1,490</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>¥2,980</td> </tr> <tr> <td>+消費税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税込計</td> <td>¥3,218</td> </tr> <tr> <td>※外値引</td> <td>0P</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>¥3,218</td> </tr> <tr> <td>(内消費税)</td> <td>¥238)</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>¥3,218</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td>¥5,250</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td>¥2,032</td> </tr> </table> <hr/> <p>ポイント会員No [Redacted] 前回累計ポイント数 [Redacted] 値引ポイント数 [Redacted] 今回ポイント数 [Redacted] 累計ポイント数 [Redacted]</p> <hr/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div>商品の返品につきましては必ずこのレシートとお客様をお持ち下さい。お持ちでない返品が出来ません。</div> <div>印紙税申告納付につき高橋税務署承認済</div> </div> </div>		3195621012 CD973AA(HP920M)	920	HPインク 1:持帰 外08	03		¥1,490	3195622019 CD974AA(HP920Y)	920	HPインク 1:持帰 外08	03		¥1,490	小計	¥2,980	+消費税		税込計	¥3,218	※外値引	0P	合計	¥3,218	(内消費税)	¥238)	現金	¥3,218	お預り	¥5,250	お釣り	¥2,032
3195621012 CD973AA(HP920M)	920																														
HPインク 1:持帰 外08	03																														
	¥1,490																														
3195622019 CD974AA(HP920Y)	920																														
HPインク 1:持帰 外08	03																														
	¥1,490																														
小計	¥2,980																														
+消費税																															
税込計	¥3,218																														
※外値引	0P																														
合計	¥3,218																														
(内消費税)	¥238)																														
現金	¥3,218																														
お預り	¥5,250																														
お釣り	¥2,032																														
支出内容 (按分の計算方法)																															
その他																															

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙(A4白紙)に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。